

企業名・商品名を愛称に
ネーミングライツ
・パートナー募集！



Naming

ネーミングライツ をはじめます

問い合わせ

経営企画課 企画政策係(☎内線548) ページID: 43517

公共施設などの有効活用を図り企業の社会貢献活動にも繋がるネーミングライツ事業を新たにスタートします。
ネーミングライツとは、公共施設などの名称に企業名や商品名などの愛称を付けることができる権利です。
愛称を付ける対価としてお支払いいただくネーミングライツ料は施設の維持管理などに役立てていきます。

ネーミングライツ事業のメリット

市及び市民

- ▶ 新たな財源(収入)の確保
- ▶ 地域経済の活性化
- ▶ 市のPR

ネーミングライツ・パートナー

- ▶ 社会貢献・地域貢献
- ▶ 知名度・企業イメージ向上

Q

対象施設は
どこですか？



A

市の所有する公共施設や
道路などが対象です。
学校、福祉施設、史跡
などは除きます。
主な対象施設：総合体
育館(とびうめアリーナ)、
史跡水辺公園、太宰府
館など

Q

どんな愛称を
付けることが
できますか？



A

施設などのイメージや親
しみやすさを考慮したう
えで企業名や商品名な
どを付けてPRすること
ができます。施設など
によっては条件が設定
される場合があります。

Q

今付いている
愛称はどうなり
ますか？



A

既に愛称が付いている
施設などは、原則とし
て既に付いている愛称
を含めた新愛称を付け
ます。ただし、条例な
どに定められた正式名
称は変更しません。

Q

個人でも
応募が
できますか？



A

ネーミングライツ・パー
トナー(愛称の命名権
者)は、法人格を有し
応募資格を満たす事業
者のみになります。



募集のスケジュール

- 8月下旬：公募競争による募集開始
- 9月下旬：公募競争募集終了
- 9月下旬：先着順による募集開始

応募の方法や対象施設などは、市のHP
をご確認ください